

成人おめでとよう!

式典には簡素な服装でどうぞ

一月十五日は成人の日。新成人者の皆さん、おめでとようございます。

八十年代は、政治、経済、社会の上でいろいろ変化の多い年です。皆さんは、このような年に二十才を迎えるわけですが、皆さんの行く手には何が待っているでしょうか。

皆さんには豊かな時間があり

ます。それは何物にも代えがたい貴重な財産です。

社会は、皆さんの持つ豊かな時間が明日を担う活力として活用されることを期待しています。

町では、そうした皆さんの門出を祝福するため次のおり成人祝賀式を開催いたします。

期日 一月十五日
場所 町体育館
時間 受付 午前九時三十分 式典 午前十時

母子家庭の医療費が助成されます

一月一日から町内に住所を有する母子家庭の母親及び児童の入院医療費の一部を助成する光町母子家庭医療費助成事業が始まりました。

対象者は次のとおりです。
○夫に死亡され、現に配偶者のない女子で十八才未満の児童を扶養している者及びその児童。

○夫と離婚により、現に配偶者のない女子で十八才未満の児童を扶養している者及びその児童。

○夫の生死が明らかでない女子で十八才未満の児童を扶養している者及びその児童。

○夫から遺棄されている女子で十八才未満の児童を扶養している者及びその児童。

○夫が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子で十八才未満の児童を扶養している者及びその児童。

○規則で定める父母のない十八才未満の児童。

※次のいずれかに該当する方は対象外となります。
○生活保護法による被保護者。
○前年の所得について所得税の課せられている者及びその者に扶養されている十八才未満の児童。

○国又は地方公共団体の施策により医療費の助成を受けられる者。

対象者は受給資格者証の交付が必要となりますので、厚生課福祉係備え付けの交付申請書で手続をして下さい。

なお、詳しくは厚生課福祉係(☎四一二二三)☎二〇四一〇三)及び各地区の民生児童委員、母子福祉推進員に問い合わせ下さい。

あぶない!立枯れ松の伐採を

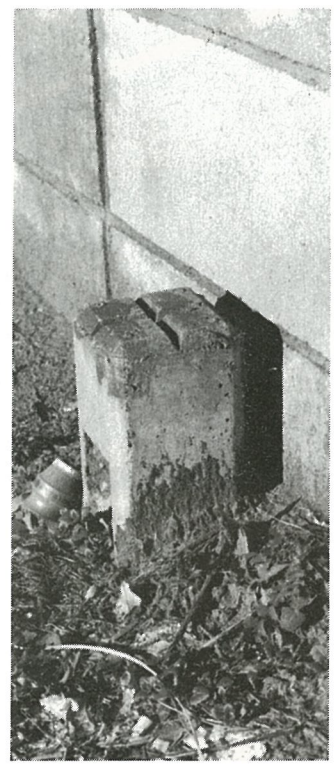
立枯れ松が道路に倒れたりしますとたいへん危険です。もし事故が起きますと、所有者は損害賠償の責任を問われることにもなりますので、立枯れ松は伐採して下さい。

たくましく伸びる

若人よ!



道路ぞいにへいや建物を着工する時は建設課へ



道路際で、頭を赤くぬったコンクリートの柱を見かけることはありませんか。

この柱は、道路などの公共用地と民地の境いはっきりさせるもので、境界柱といっています。皆さんが道路ぞいにへいや建物を建てる時、この境界がはつきりしていないため、道路用地の中にへいや建物をつくっ

てしまう例が見受けられ、このような場合は不法な占用となります。

これからへいや建物を道路ぞいに建てられる方は、役場建設課に相談のうえ、将来争いの生じないよう境界を明らかにしてから着工されるようお願いいたします。

区民の協力で直営舗装始まる

昨年に引き続き、直営舗装が始まりました。これは比較的交通量の少ない、部落内のいわゆる足もと道路を、区民の皆さんのお骨折りをいただいて舗装しようという工事です。

今年は白浜地区からスタートし、順次東陽、南条、日吉各地区に及んでいきます。

写真は白磯で

